

川崎市病院局企業職員希望降任制度実施要綱

平成18年12月15日
18川病総庶第800号

(目的)

第1条 この要綱は、希望降任制度を設けることにより、職員本人の意志を尊重し、個人の能力と意欲に応じた任用を行い、もって職員の意欲の向上、組織の活性化を図ることを目的とする。

(降任の対象となる職員)

第2条 希望降任制度の対象となる職員は、降任希望申出日において、次の各号のいずれにも該当する職員とする。

(1) 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号。以下「条例」という。）別表第1病院企業職給料表

(1)、別表第4病院企業職給料表(4)の適用を受ける職員

(2) 川崎市病院局企業職員の標準的な職を定める規程（平成28年3月31日病院局規程第8号）別表の第2欄に掲げる職制上の段階が「係長級」以上の職員

(降任する職制上の段階)

第3条 自ら降任を希望する職員の降任後の職制上の段階は、当該職員の降任希望申出日における別表の左欄に掲げる職制上の段階に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる職制上の段階のうち、原則として、当該職員が希望する職制上の段階とする。

(降任の申出)

第4条 職員がその職責を果たすことが困難であると判断し、自ら降任を希望する場合、その旨を申し出ることができる。

2 降任を希望する職員は、降任申出書（別記様式）により、病院局長を通じ

て病院事業管理者（以下「管理者」という。）へ申し出るものとする。

- 3 管理者は、降任希望の申出について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、関係書類の提出を求めることができる。

（降任の決定）

第5条 降任及び降任する職制上の段階は、原則として本人の希望を尊重し、管理者が決定する。

（降任の時期）

第6条 降任の時期は、前条の規定に基づき降任の決定をした日の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、管理者が認める場合はこの限りでない。

（給料の取扱い）

第7条 第5条の規定により降任の決定がなされた職員（以下「降任職員」という。）の給料は、条例及び川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第26号）の定めるところによる。

（再度の昇任）

第8条 降任職員の再度の昇任については、「川崎市職員の任用に関する規則（平成13年川崎市人事委員会規則第1号）」に定める昇任選考の結果によるものとする。

（委任）

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年１２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第 3 条関係）

現在の職制上の段階	降任する職制上の段階
局 長 級	部 長 級 課 長 級 課 長 補 佐 係長級（管理者が指定する担当係長を除く。） 主 任 職 員
部 長 級	課 長 級 課 長 補 佐 係長級（管理者が指定する担当係長を除く。） 主 任 職 員
課 長 級	課 長 補 佐 係長級（管理者が指定する担当係長を除く。） 主 任 職 員
課 長 補 佐	係長級（管理者が指定する担当係長を除く。） 主 任 職 員
係 長 級	主 任 職 員

別記様式（第4条関係）

降 任 申 出 書

年 月 日

川崎市病院事業管理者 様

補 職 _____

職 名 _____ 職 種 _____

職員コード _____

氏 名 _____

私は、次のとおり降任を希望しますので申し出ます。

（希望する職制上の段階）

部 長 級・課 長 級・課長補佐・係 長 級（管理者が指定する担当係長を除く。）
・主 任・職 員

（希望する理由及び降任後に従事したい職務等）